

別表第9（第2条、第4条関係）

事業名	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業
目的	介護サービスは要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものである。光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている介護サービス事業所・施設が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、支援給付金を支給する。
支給対象者	令和7年4月1日以前に県または市町村の指定を受けており、同日に現存している以下の介護サービス事業所・施設 ○入所系 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム ○通所系 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ○訪問系 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○居宅系 居宅介護支援 上記のうち、以下については対象外とする。 ①公立公営・公立民営の介護サービス事業所・施設（地方公共団体の組合も含む。） ②奈良県光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金に該当する介護サービス事業所・施設 ③第2条第1項（10）障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業で申請を行った介護サービス事業所 ④基準該当介護保険サービス（離島等相当サービスは除く。）
支援給付金の額	支援給付金の額は、以下のとおりとし、その交付は1回限りとする。 ○入所系 8,000円／定員 ○通所系 3,000円／定員 ○訪問系 4,000円／事業所 ○居宅系 1,000円／事業所

付表

手続き	関係書類等
第4条 (交付申請) 第11条 (実績報告)	【申請書】 介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援金交付申請書 (第9-1号様式)